

V 令和5年度ステージアップ研修【前期】・【後期】の内容

1 研修を実施する背景・趣旨等

教員免許更新制が発展的に解消され、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿が示された。それに伴い、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改訂し、いわての教員のあるべき姿を実現するため、研修内容の質の担保を図りつつ、教員にとって過度な負担とならない研修体系が検討された。

改訂された新たな指標に基づき、指標が示す教員のキャリア・ライフステージ後半の実践力の発展期及び総合力の発揮期において、令和5年度からステージアップ研修（前期・後期）を実施し、「学び続ける教師」として教員が主体的に自らの資質向上を図るものである。

2 研修の対象者

下記（１）及び（２）のいずれかに該当する者。

（１）ステージアップ研修【前期】の対象者

中堅研を修了済みであり、年度内に45歳になる教諭・養護教諭・栄養教諭（+2歳まで変更可能）

（２）ステージアップ研修【後期】の対象者

中堅研を修了済みであり、年度内に55歳になる教諭・養護教諭・栄養教諭（+2歳まで変更可能）

※ 留意事項

ア 原則として、前期は45歳、後期は55歳になる者を受講対象とするが、学校事情や休職により管理職が認めた場合は、それぞれ+2歳まで受講年齢を変更できる。

イ 教諭・養護教諭・栄養教諭以外（主幹教諭、指導教諭、講師等）は研修対象としないが、本人及び学校が希望し、管理職が認めた場合は研修を受講できる。（希望研修としての受講となる）

ウ 44歳までに中堅研を修了していない場合はステージアップ研修前期の受講義務はない。この場合はステージアップ研修後期の修了をもって研修修了となる。ただし、本人及び学校の希望により、ステージアップ研修前期の研修講座を受講できる。（希望研修としての受講となる）

※ 対象者についての問い合わせ先

総合教育センター企画担当（TEL:0198-27-2833）

3 研修期間

下記（１）及び（２）の各研修を必ず組み合わせ、合計4日間以上受講すること。

（１）テーマ研修

ア 受講期間は2日間以上とする。ただし、研修実施時期は任意とする。

イ 管理職との対話等を通して教員個々に研修のテーマを設定し、テーマに基づき主体的に研修を選択すること。

ウ テーマ研修の日数は、管理職との面談等において学校内のバランスを考慮するなど、適切な日数とすること。

（２）選択必修

ア 「4 研修の日程」に示す4日間の講座から2日間選択すること。

イ 選択可能な研修は、中堅教諭等資質向上研修の「共通」「共通選択」「小・中・高・特・養・栄教諭」及び「教科スキルアップ（養護教諭及び栄養教諭は専門スキルアップ）」とする。

4 研修の日程（中堅教諭等資質向上研修及び教科スキルアップ研修の日程）

令和5年（2023年）7・8月

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27 共通	28 共通選択	29
30	31 小学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	1 中学校教諭	2 高等学校教諭	3 推奨研修 小学校教諭教科スキルアップ 推奨研修 養護教諭専門スキルアップ 推奨研修 栄養教諭専門スキルアップ	4 推奨研修 中学校教諭教科スキルアップ	5
6	7 推奨研修 高等学校教諭教科スキルアップ	8	9	10	11	12

5 テーマ研修の内容について

- (1) 全校種の対象者は、管理職等との対話を通して2日間以上のテーマを決定し、研修を受講すること。
- (2) 研修の選択について

教員個々の課題や学校事情等に応じた研修テーマを設定し、テーマに基づき主体的に研修を選択すること。
 選択する研修例として、下記①～⑥を示す。

- ① 「共通」「共通選択」「〇〇教諭」及び「教科スキルアップ（養護教諭又は栄養教諭は専門スキルアップ）」の中で、【選択必修】として選択していない研修講座。
- ② 独立行政法人教職員支援機構が主催する研修・セミナー。
- ③ 大学、研究団体及び企業等における講義や公開講演等で、県教委が共催又は後援を承認しているもの。又は、それと同等であると管理職が認めたもの。
- ④ 県教育委員会や教育事務所、市町村が主催する発表会、研修会。
- ⑤ 教育センターの特別研修、希望研修、要請研修及び随時研修。
- ⑥ 校内での研修により管理職がテーマ研修として認めたもの。ただし、校内研修をテーマ研修に充てるのは1日以内とする。

- (3) テーマ設定について

テーマ研修は、教員がどんなテーマを持って研修に臨むのか、事前に管理職、教務主任、学年主任及び学科主任等の関係者間で共有を図るとともに、必要に応じてテーマに対する助言や他の教員間で情報共有を行うこと。

- (4) 「テーマ研修報告書」の提出について

テーマ研修が修了したら、修了の報告として【研修様式5】（p.58参照）令和5年度ステージアップ研修（前期・後期）「テーマ研修報告書」を提出するものであること。ただし、選択必修の2日間（7～8月）も修了していることとする。

なお、【研修様式5】（p.58参照）を使用せず、各自で作成した簡易の様式や、研修を通して作成した教材等を提出することも可能であり、YouTubeやPadlet及びnote等、web上に作成した教材等のリンクを報告することも可能とする。

- (5) 様式の提出時期について

【研修様式5】（p.58参照）または任意の様式等の提出は2月初旬頃から始めることとし、2月末までには提出を完了すること。提出後は、各学校の状況に応じて内容の共有を図ることが望ましい。

- (6) テーマ研修の成果報告の方法（例）について

テーマ研修の成果報告の方法（例）として下記①～④を示す。

- ① 研修の成果を【研修様式5】令和〇年度ステージアップ研修（前期・後期）「テーマ研修報告書」にまとめ、県に報告した。
- ② 研修の成果を任意の様式で簡潔にまとめ、県に報告した。
- ③ 研修の成果により作成した教材（パワーポイント等）を授業で活用した。その教材を県に報告した。
- ④ オンライン等による活用も想定し、研修の成果を動画教材としてYouTubeにアップロードした。そのリンク先のURLを県に報告した。（リンク先のURLや二次元コードを【研修様式5】（p.58参照）令和5年度ステージアップ研修（前期・後期）「テーマ研修報告書」または任意の様式に記載し報告）
 その他に、研修の成果報告として管理職が認めたものであれば、研修の成果として報告が可能である。また、報告が過度な負担とならないよう簡易なものとする。

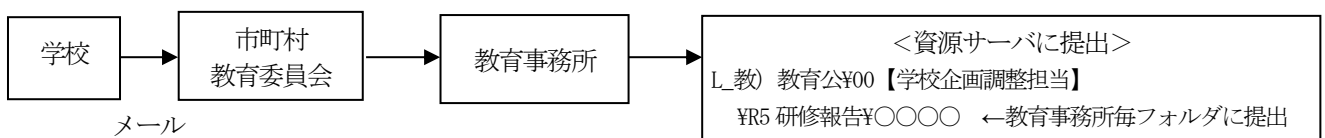
- (7) 報告の流れ及び期日について（各学校が報告を始めるのは2月初旬頃から）

ア 市町村立学校

(ア) 報告物【研修様式5】（p.58参照）令和〇年度ステージアップ研修（前期・後期）「テーマ研修報告書」（または任意様式等）

(イ) 流れ及び期日

《2月末日〆切》 《3月第1週〆切》 《3月第2週〆切》

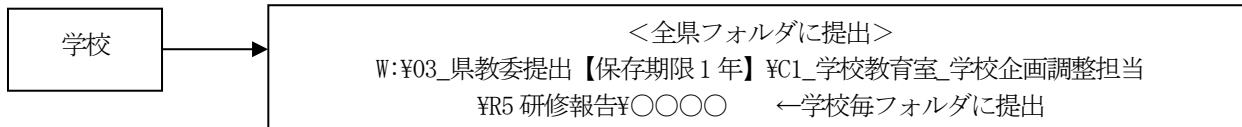


イ 県立学校

(ア) 報告物【研修様式5】(p.58参照)令和〇年度ステージアップ研修(前期・後期)「テーマ研修報告書」(または任意様式等)

(イ) 流れ及び期日

《2月末日〆切》



6 選択必修の内容について

全校種の対象者は、管理職等との対話を通して、下表に示す中堅教諭等資質向上研修の4日間の講座から2日間の講座を選択すること。

選択内容	実施期日
「共通」 1日	7月27日(木)
「共通選択」A・B・Cのいずれか1日	7月28日(金)
「小・中・高・特・養・栄教諭」のいずれか1日 ※それぞれの校種、職種による	7月31日(月) ～8月2日(水)
「小・中・高・特教諭教科スキルアップ」または、 「養・栄教諭専門スキルアップ」のいずれか1日	8月3日(木) ～8月7日(月)

※各講座の内容は、「IV 令和5年度中堅教諭等資質向上研修(センター研修)の内容」(p.27-31)を参照すること。

7 研修の受講例

4日間以上受講するステージアップ研修の【テーマ研修】及び【選択必修】の受講例を、下記①～⑤に示す。例を参考にしながら、各自の研修テーマに基づき研修を選択し、受講すること。

なお、【テーマ研修】の日数は2日間以上、【選択必修】の日数は2日間で、最短で4日間の研修期間となる。

【受講例】

例①	【テーマ研修】のテーマを「教科指導」とし、 校内において研究授業の授業者となり授業検討会等を実施 1日 県教育研究発表会の教科分科会に参加 1日 【選択必修】として「共通」1日、「教科スキルアップ」1日
例②	【テーマ研修】のテーマを「マネジメント」とし、 大学においてマネジメントに関する講座や発表会に参加 1日 教育センターのマネジメントに関する希望研修講座を受講 1日 【選択必修】として「〇〇教諭」1日、「共通選択A(危機管理・学校事故と法)」1日
例③	【テーマ研修】のテーマを「生徒指導」とし、 教職員支援機構の生徒指導に関するオンライン講座を受講(成果報告等含む) 1日 「共通選択C(いじめ不登校への対応)」を受講 1日 【選択必修】として「共通」1日、「〇〇教諭」1日
例④	【テーマ研修】のテーマを「キャリア教育」とし、 「共通選択B(キャリア教育)」を受講 1日 教育センターや教育事務所のキャリア教育に関する特別研修を受講 1日 【選択必修】として「〇〇教諭」1日、「教科スキルアップ」1日
例⑤	【テーマ研修】のテーマを「ICT活用」とし、 教育センターの随時研修でICTに関する研修を受講 2日 【選択必修】として「共通選択C(いじめ・不登校への対応)」1日 「教科スキルアップ」1日

※ステージアップ研修は単年度で修了することを原則とし、テーマ研修及び選択必修が未受講にならないよう、研修計画作成において注意すること。

※テーマ研修または選択必修のいずれかが未受講であり、ステージアップ研修を単年度で修了できなかった場合は、未受講分について次年度以降に改めて受講することとする。

ステージアップ研修Q&A

Q1：ステージアップ研修を新たに基本研修とする理由を教えてください。

A1：授業力向上研修の終了に伴い、令和4年度は中堅研後のステージである「実践力の発展期」と「総合力の発揮期」に基本研修が実施できていないため、令和5年度から基本研修としてステージアップ研修を実施するものです。

また、ステージアップ研修を基本研修とすることで、指標が示す全てのキャリア・ライフステージにおいて教員の資質向上を一体的に図ることが盛り込まれた研修計画となり、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿として、学び続ける教師の姿を示すものにもなります。

なお、ステージアップ研修は、基本研修として「実践力の発展期」と「総合力の発揮期」にある教員の資質向上を図るための研修であり、教員に対して管理職への昇進を促すものではありません。

Q2：ステージアップ研修の対象者について詳しく教えてください。

A2：ステージアップ研修の対象者は、前期・後期ともに、岩手県教育委員会が任命権者となる教諭、養護教諭及び栄養教諭です。

校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭、実習教諭、常勤・非常勤の講師は対象ではありませんが、本人及び学校から希望があり、管理職が認めた場合は研修を受講することができます。

希望により受講した場合の旅費（p.39参照）は、基本研修（M138、M168、M183、M281）ではなく希望研修（M133、M163、M185、M283）となります。

Q3：ステージアップ研修受講となる条件や対象年齢について詳しく教えてください。

A3：ステージアップ研修は、中堅研を修了済みであり、年度内に下に示す対象年齢に達する教員を対象とした基本研修（悉皆）となります。

【前期】年度内に45歳になる教諭・養護教諭・栄養教諭(+2歳まで変更可能)

【後期】年度内に55歳になる教諭・養護教諭・栄養教諭(+2歳まで変更可能)

※原則として、前期は45歳、後期は55歳になる教員が受講対象ですが、学校事情や休職により管理職が認めた場合は、それぞれ+2歳まで受講年齢を変更できます。

※ステージアップ研修は、前期及び後期のどちらも受講する研修ですが、44歳までに中堅研を修了していない場合はステージアップ研修前期の受講義務はありません。44歳までに中堅研を修了していない場合は、55歳になるときにステージアップ研修後期の修了をもって研修修了となります。ただし、44歳までに中堅研を修了していない場合でも、本人及び学校から受講の希望があり、管理職が認めた場合はステージアップ研修前期の研修講座を希望研修として受講することができます。

Q4：受講する年度を変更する場合について教えてください。

A4：ステージアップ研修前期・後期はそれぞれ年齢が45歳、55歳で受講することを原則としますが、学校事情や休職により、管理職が認めた場合に、受講年度を2年後までの範囲で変更できます。

変更が認められる学校事情の例として、次のようなケースが考えられます。

- ・各校または各地区で輪番で担当する事務局において、該当年度に担当者となったため、例年以上に業務の増加が見込まれる。
- ・学校公開を控えていることや、研究主任を務めることになった等、校務において例年以上の業務負担が予想される。
- ・部活動の全国大会出場により、予定していた研修（例：選択必修の2日間）を受講することができない。

なお、受講年度を変更するときは、**【研修様式3】**（p.56参照）令和5年度研修講座「研修者欠席届・延期届」を、総合教育センター所長宛てにメールで送付してください。

<メール送付先：kagaku-r@center.iwate-ed.jp>

Q5：ステージアップ研修を2年に分けて実施することはできますか。

A5：事情により研修を計画通りに実施することができず、未受講の講座が出てしまった場合（例：部活動の全国大会と重なったため選択必修を受講できなかった）には、次年度に未受講分を受講することができます。その場合は、総合教育センターに【研修様式3】（p.56参照）「研修者欠席届・延期届」を提出して下さい。

なお、ステージアップ研修は、前期・後期ともに単年度で修了することを原則としておりますので、研修計画において単年度で修了するよう計画を立ててください。

Q6：対象年度に産育休や病休により休職していた場合は復職後に受講するのですか。また、対象年度を2年後に伸ばしても復職していない場合はどのようになりますか。

A6：研修の対象となる年度に休職している場合は、次年度以降の復職した年度に受講することになります。休職期間が継続し、対象年度を2年先に変更しても復職していない場合も同様です。

なお、対象年度に休職していても、その年度の早い段階で復職したことで受講が可能となり、本人が受講を望み、管理職がそれを認めた場合は受講することも可能です。該当する場合は研修受講について本人にとって無理のない計画となるよう学校での配慮をお願いします。

Q7：年度の途中でテーマ研修のテーマや、研修の時期を変更することはできますか。

A7：教員本人が希望し、管理職が認めた場合はテーマ研修のテーマ及び研修する時期を変更しても構いません。変更したことを教育委員会に報告する必要もありません。

ただし、年度当初から変更を前提とした計画とせず、しっかりと1年間を見通した研修計画を立案するようお願いいたします。

Q8：44歳までに中堅研を修了していない教員にステージアップ研修（前期）の受講義務がないのはなぜですか。

A8：ステージアップ研修は、育成指標に基づき中堅研を修了した教員を対象としているためです。44歳までに中堅研を修了していない教員は、中堅研より先に、または中堅研と同年度にステージアップ研修（前期）を受講することになるため、44歳までに中堅研を修了していない教員には前期の受講義務はありません。

Q9：ステージアップ研修のテーマ研修として認められる研修はどのようなものか教えてください。

A9：テーマ研修は、管理職等との対話を通して学校事情や教員個々の課題等に応じてテーマを設定し研修するものであり、テーマ研修として次のような研修が考えられます。

・中堅教諭等資質向上研修「共通」「共通選択」「〇〇教諭」及び教科スキルアップ（養護教諭又は栄養教諭は専門スキルアップ）研修の中から、「選択必修」として選択しなかった講座。

【例】「選択必修」で「共通」「選択共通」を選択した場合は、「〇〇教諭」及び「教科スキルアップ（専門スキルアップ）」をテーマ研修として充てることができる。

・独立行政法人教職員支援機構が主催する研修・セミナー。

・大学、研究団体及び企業等における講義や公開講演等で、県教委が共催又は後援を承認しているもの。又は、それと同等であると管理職が認めたもの。

・県教育委員会や教育事務所、市町村が主催する発表会、研修会。

・教育センターの特別研修、希望研修、要請研修及び随時研修。

・校内での研修により管理職がテーマ研修として認めたもの。ただし、校内研修をテーマ研修にあてるのは1日以内とする。

Q10：テーマ研修では、大学の講座をはじめ県教委の研修以外もテーマ研修としてあてることができると思いますが、研修で県外へ出張しその旅費も支給されるのですか。

A10：県外への出張旅費を支給することはできません。総合教育センターでの研修をはじめ、県内で研修する場合の旅費を支給対象としています。

なお、別予算等で県外で研修を受講した教員がいる場合、その研修内容によっては、管理職がテーマ研修にあてると認めることは考えられます。

Q11：テーマ研修の受講は2日間以上とありますが、2日を超えて研修しなければならないのですか。

A11：2日を超えて研修することを推奨しているものではありません。テーマ研修として最低2日間は研修するというものです。

2日を超えて研修する場合の例として、次のようなケースが考えられます。

- ・テーマとして選んだ研修が3日間の研修メニューであった。
- ・2日間の研修では、目標としていたゴールに到達しなかったため、引き続き研修を行った。

Q12：校内研修をテーマ研修として実施するのはどのような場合ですか。

A12：校内研修をテーマ研修として実施できるのは、対象となる教員の資質向上に十分な効果が認められると管理職が判断した場合となり、次のようなケースが考えられます。

- ・自分のテーマに基づいて授業を実践し、全職員参加の研究会等によって学びを深めた。
- ・全職員が参加する規模の校内研修で、自分のテーマに基づいて自校における課題の提起や解決を図るなど主体的な役割を果たした。

※なお、情報伝達のみを目的とするものや、例年確認的に行われているもの、あるいは対象教員が主体的に関わらず、聴講のみである校内研修は、教員の資質向上に十分な効果があるとは言えないため、テーマ研修としてはふさわしくないと考えます。

Q13：校内研修をテーマ研修とするのは、2日間ではなく1日以内とするのはなぜですか。

A13：対象教員の資質向上に十分な効果があり、管理職が校内研修をテーマ研修として認めた場合であっても、2日間とも校内で研修を完了させてしまうと、当該テーマに係る学校外での研修による幅広い知見を得る機会を逸してしまうこととなり、十分な資質向上につながらないことが懸念されるためです。

そのため、校内研修をテーマ研修とするのは1日以内としています。

Q14：テーマ研修修了後の報告はいつまでにすればいいですか。研修の修了後にすぐ報告するものですか。

A14：テーマ研修修了後の報告期限は2月末日までに県に報告することとなります。【研修様式5】(p.58参照)または任意の様式を各学校において対象の教員分まとめて提出お願いします。

また、テーマ研修の研修時期は任意としていることから、研修修了の時期は教員によって異なります。そのため、修了後すぐに報告はせず、各学校では2月初旬頃から報告を始めていただくようお願いいたします。なお、期限は2月末となりますので、期限までには報告をお願いします。

Q15：テーマ研修修了後の報告は、【研修様式5】（p.58参照）の他に、任意の様式での提出や成果物のリンク等を報告することも可能とありますが、具体的に例示してください。

A15：テーマ研修の報告を【研修様式5】（p.58参照）または任意の様式で提出する場合のイメージは下のようになります。

【例1】【研修様式5】を使って報告する場合

【研修様式5】 令和〇年度ステージアップ研修「テーマ研修」報告書
テーマ
成果等

テーマ設定や成果について記載


【例2】Word等の任意の様式で成果物へのリンクや二次元コード等を報告する場合

【研修名】：ステージアップ研修（〇期）
【学校名】：〇〇〇〇学校
【氏名】：〇〇〇〇
【研修のテーマ】：〇〇〇〇
【研修の成果】：研修の成果を以下の通り報告します。
<http://www.〇〇〇〇.jp> 以上。
または、
二次元コード
以上。

体裁等は任意とするが、研修名、学校名、氏名、研修テーマの記載は必須

成果物へのリンクや二次元コードを記載

【例3】PowerPoint等で作成した教材等を報告する場合

 【ステージ前期】〇〇学校_□□「△△について」.pptx

ファイル名に必要な情報を記載
〇〇：学校名
□□：氏名
△△：テーマ、ファイルの内容など

※例1～3を研修者が選択し、期限までに報告すること。